平成２６年（フ）第２８７号
神奈川県座間市四ツ谷913番地
債務者　川久保洋子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１００号
岐阜県恵那市飯地町451番地７、従前の住所石川県加賀市山代温泉北部２丁目103番地アヴェニール永和205号室
債務者　柘植　典子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７８５号
堺市北区百舌鳥西之町３丁576番地　マンション藤１号館102号
債務者　松川　寿江
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８０４号
堺市西区北条町１丁７番15号
債務者　西川　禎一
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８１３号
大阪府大阪狭山市大野台５丁目20番11号、前住所三重県亀山市菅内町1630番地１　トヨタ建設有限会社厚生棟内
債務者　木村　賀一
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３２号
堺市南区庭代台１丁23番11―310号
債務者　中谷　真紀
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３７号
堺市西区鳳中町10丁14番地２　メゾンクラルテ102号
債務者　高松　邦史
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４３号
大阪府富田林市本町８番21号―101
債務者　羽田野高志
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
北海道登別市中央町７丁目35番地２
債務者　大竹　英夫
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
北海道士別市多寄町30線西４号
債務者　平松　信行
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第５５号
北海道北見市川東64番地９　川東第２マンション202号、前住所北海道北見市中央三輪５丁目427番地44
債務者　小林　由三
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２９０号
盛岡市盛岡駅西通１丁目16番16号　熊谷荘２号
債務者　中村　壽子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３４４５号
大阪府門真市三ツ島1060―２―303、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見３丁目２番27号角屋マンション303
債務者　田代　優一
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９９３号
大阪市北区長柄中３丁目７番18―206号、前住所大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　岡田　　馨
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２１５号
大阪市住之江区南港中４丁目２番11―1021号、前住所大阪市住之江区南港北１丁目30番30―1903号
債務者　村上　好昭
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４４５号
大阪市住吉区大領５丁目10番38号
債務者　伊藤　幸雄
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５４０号
大阪市生野区新今里１丁目13番19号
債務者　石丸久美子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部